経営革新計画承認手続きのフロー

県庁中小企業支援課への問い合わせ・相談

対象者の要件，経営革新計画の内容，申請手続・窓口，支援措置の内容等ご相談ください。

【経営革新計画の申請・相談窓口】
県庁中小企業支援課中小企業支援係
ＴＥＬ：０９９－２８６－２９４４
ＦＡＸ：０９９－２８６－５５７６
Ｅ－mail　shien@pref.kagoshima.lg.jp

かごしま産業支援センター，各商会議所・商工会等でも相談を受け付けています。

経営革新計画の作成に当たっては
- 現在の事業内容
- 新しい取組の内容
- 既存事業との違い
- 経営の向上を示す指標（付加価値，給与支給総額）の伸び
- 実施計画や希望する支援策などを整理する必要があります。

支援措置に関する支援機関への事前相談及び事業実施に必要な要件等の充足

- 計画の承認は支援措置を保証するものではありませんので，県への相談と併せて該当する支援機関にも事前に，相談してください。
- 事業実施に必要な要件の充足のため，各種営業許可や各規制等への条件整備等について，該当する行政機関等に事前に相談してください。

必要書類の作成，準備

申請書は県庁中小企業支援課に用意しています。また，県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kagoshima.jp/af02/keieikakushin/shienseido.html

「鹿児島県　経営革新」で検索

県及びかごしま産業支援センター，各商工会議所・商工会等ではビジネスプランの策定の仕方，申請書の書き方等をアドバイスしています。

申請書の提出

申請書の提出先は県庁中小企業支援課（本社所在地が鹿児島県内の場合）です。
申請書提出先は申請代表者・実施主体者の構成によって異なります。

申請に必要な書類は
① 経営革新承認申請書一式
　・様式第１
　・別表１～７
② 補助様式１～３
③ 定款
④ 最近三期間の決算書
⑤ 残高試算表
⑥ 最近二期間の法人税確定申告書及び附属明細書
⑦ 県税に係る納税証明書
⑧ その他参考資料
　（営業許可書等の写し，パンフレット，図面，見積書など当該計画に関するもの）
⑨ 海外展開事業を行う場合，海外子会社の株主一覧及び役員一覧
⑩ その他知事が必要と認める書類　等

経営革新計画の承認

申請受付後，経営革新計画の内容等について審査を行った上で承認となります。
承認後，フォローアップのために計画進捗状況調査等を行いますのでご協力ください。

各種支援策の活用等

①県補助金　②低利融資　③信用保証の特例
④海外展開に伴う資金調達の支援措置
⑤中小企業投資育成株式会社からの投資
⑥県制度資金による融資（新事業チャレンジ資金）
⑦起業支援ファンド（中小機構）からの投資　など

各支援措置は，計画の承認とは別に，該当する支援機関の個別審査を受ける必要があります。

経営革新計画の達成